「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（プラスチック新法）の施行と自治体の課題

伊藤久雄（ＮＰＯ法人まちぽっと理事）

昨年の 20 回通常国会（令和 3 年 1 月 18 日～令和 3 年 6 月 16 日）において、プラスチック使用製品の設計からプラスチック廃棄物の処理に至るまでの各段階において、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じた「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号)」が成立した。

そして今年（2022 年）1 月 14 日の閣議において施行令が決定され、4 月 1 日施行された。この施行によって、家庭から出るプラごみの一括回収が可能になる。ただ、これまでプラごみを焼却し、熱利用していた自治体も多く、自治体の多くはまだ様子見の段階だとされる（オルタナ編集委員・栗岡理子)。ただし渋谷区は今年の 7 月から、プラスチック資源回収開始する、

本稿では、閣議決定された｛プラスチック新法｝施行令の内容と、自治体の動向を概観するとともに、今後の課題を提起したいと考える。

１．閣議決定された政令の概要

（１）プラスチック使用製品の設計調査

プラスチック使用製品製造事業者等が、プラスチック使用製品設計指針への適合性に係る技術的な調査を受ける際の「手数料の額」等を定める。

（２）特定プラスチック使用製品に係る指定及び当該製品に係る勧告等の対象

特定プラスチック使用製品の「対象製品」及び「対象業種」に、主としてプラスチック製の 12 品目（カトラリー・アメニティ等）及びこれらを無償で提供している小売業・飲食業等を指定するとともに、主務大臣の「勧告等の対象」を、当該製品を前年度 5t 以上提供した事業者とする要件等を定める。

（３）プラスチック廃棄物の回収・リサイクルに係る業務の委託基準等

プラスチック廃棄物のリサイクル計画について、主務大臣の認定を受けた市町村又は事業者が、当該計画に係る業務を委託する場合の基準等を定める。

（４）プラスチック使用製品産業廃棄物等に係る勧告等の対象

主務大臣の「勧告等の対象」を、プラスチック使用製品産業廃棄物等を前年度 250t 以上排出した事業者とする要件等を定める。

２．自治体の動向

この項は、プラごみ「一括回収」へ 4 月から新法、一部自治体動く（オルタナ　2022 年 1 月 14 日　栗岡理子さん（編集委員）と題した論文の概要を紹介する。

（1）プラ新法で重視される 3 つの措置事項

プラ新法の目的は、いうまでもなく 2019 年に策定された「プラスチック資源循環戦略」の目標（マイルストーン）の達成だ。そのために重視されている措置は、(1)「環境配慮設計」(2)「ワンウェイプラの使用の合理化」(3)「リサイクル」だ。

① 「環境配慮設計」では、分解の容易化や素材の単一化などリサイクルしやすい設計への変更を促す。国が定めた設計指針に適合した環境配慮製品は、国などが率先して調達することになる。

② 「ワンウェイプラの使用の合理化」では、使い捨てプラ削減を進める。この対象に選ばれたのはプラスチック製のフォーク、スプーン、テーブルナイフ、マドラー、ストロー、ヘアブラシ、クシ、カミソリ、シャワー用のキャップ、歯ブラシ、ハンガー、衣類用カバーの 12 品目だ。

　これらを多量に提供する事業者は、削減目標を定め、それを達成するために有効な取組を選択する。例示されている取組は、有料化や辞退者へのポイント還元、設計変更による軽量化や再生可能資源等への素材変更などだ。

③ 「リサイクル」は自治体の分別収集や、事業者の自主回収、排出事業者の再資源化などだ。中でも注目されているのが、自治体による容器包装プラ（ペットボトルを除く）と容器包装以外のプラ（歯ブラシやおもちゃ、ハンガーなどの製品プラ）の「一括回収」である。

（2）来年度から一括回収に取り組む自治体も

「一括回収」の最大メリットは、住民が分別しやすくなることだ。現在、約 7 割の市区町村が、ペットボトル以外の容器包装プラを分別収集しているが、「容器包装プラとそれ以外のプラごみの違いがわかりにくい」など分別に対する住民の不満は大きい。

東京都港区や埼玉県の志木地区衛生組合（新座市・志木市・富士見市）など約 30 自治体・団体は、すでに製品プラも一緒に集めている。これまでは、集めたプラごみを自前の施設で容器包装プラと製品プラとに選別し、容器包装プラは容器包装リサイクル法のルートで、製品プラは独自のルートでリサイクルしていた。

法律が施行されれば、それら一括回収したプラごみを分けることなく容器包装リサイクル法ルートに一緒に乗せてリサイクルできるようになる。費用負担についての自治体の不安は大きいが、これによりリサイクル率の向上が見込まれる。

プラ新法の施行に合わせて自治体が一括回収に踏み切る動きも、少ないながらも出てきた。愛知県豊明市は今年 10 月から一括回収を行う。同市は来年度末までの 4 年間でごみを 20%減らすという目標達成のため、一括回収を始める（豊明市環境課）。

東京都北区も今年 10 月から一部地域で開始、来年４月には全域へ広げる。北区はこれまで容器包装プラの分別収集をしていなかったが、地球環境への配慮から新法施行のタイミングに合わせて一括回収を決断した（北区生活環境部）。

昨年一括回収のモデル事業に取り組んだ京都市は目下、モデル事業の結果を分析中とのこと。今後、費用負担や回収対象物などについて情報収集に努め、実施の可否も含め、検討していく（京都市資源循環推進課）。

福岡市は 2022 年度内にモデル事業として一部地域で開始するが、「市内全域に広げるかはその後、検討に入る」（福岡市循環型社会推進部）という。

３．渋谷区の取組み

（１）プラスチック資源回収の実施概要

・開始時期：令和４年７月１日から（予定）
・分別区分：可燃ごみ　⇒　資源
・回収頻度：週１回（他の資源品目と同一日）
・回収場所：区内集積所
・回収対象：概ね 30cm 以内のプラスチック（ペットボトルは除く）
・回収方法：すべてのプラスチック製品を同一袋で一括回収

○　資源として回収するプラスチック

容器包装プラスチック　（以下、「容リプラ」）　※詳細は参考資料参照
製品プラスチック　（以下、「製品プラ」）　※詳細は参考資料参照

○　プラスチックの出し方

※水ですすいでも汚れが落ちないものは、リサイクルに適していません。
汚れたプラスチックが混入している場合、きれいなプラスチックに汚れが付着し、リサイクルが出来なくなります。

○　資源として回収出来ないもの（例）　※詳細は参考資料参照

○　プラスチック資源回収の流れ（渋谷区）　　※詳細は参考資料参照

＜集積所＞　　１回／週（資源回収日）

＜中間処理施設＞　　渋谷区委託業者　　選別・異物除去・圧縮・梱包

＜リサイクル施設＞

①容リプラ　容リ法ルート　容器包装リサイクル法に基づく指定法人による落札

②製品プラ　独自ルート　　渋谷区委託業者

○　主な資源化物について

【パレット】　物品をフォークリフトやトラックなどで運ぶなど、倉庫に保管するため、単位数量にとりまとめて載せる面を持つ台として利用される。

【コークス炉化学原料（工業原料)】　異物の除去、破砕等の処理をし、コークス炉で用いる原料炭の代わりとする。 これを石炭といっしょにコークス炉に投入し熱分解することで、コークス（還元剤)、炭化水素油（化学原料)、ガス（発電）などの工業原料が得られる。

【ＲＰＦ（固形燃料)】　石炭の代替素材として、主に製紙メーカーやセメント会社で利用されている。石炭に比べ、約３３％の二酸化炭素削減効果があり、石炭の代わりに使用することで、枯渇性資源の節減にもつながる。

（２）プラスチックを資源回収する背景・目的

※詳細は参考資料参照

（３）主なスケジュール（予定）(P14)

１月中旬から２月中旬　　住民説明会の実施⇒区内１３会場にて開催

３月 周知用チラシ各戸配布

５月から６月　　区ニュース特集号、町会掲示板等での周知

７月から　　プラスチック資源回収開始

４．都内自治体の動向

（１）北区

○　北区のプラスチックリサイクル

可燃ごみとして収集しているプラスチックを資源としてリサイクルできるよう分別回収をはじめる。

＜開始予定＞

滝野川地区：令和 4 年 10 月

王子・赤羽地区：令和５年４月

今後、北区ニュース、ホームページ、説明会等で詳細をお知らせするとしている。

※　滝野川地区 プラスチック資源化に伴う分別方法の変更説明会スケジュール（参考資料参照、6 月中に予定）

※　外国語の字幕付き動画も公開している。

英語字幕版（外部サイトへリンク）

中国語字幕版（外部サイトへリンク）

韓国語字幕版（外部サイトへリンク

※　分別回収の対象となるプラスチック（プラスチック使用製品）、回収場所、回収日、その他　（参考資料参照）

（２）品川区の取組み

①　持続可能な循環型社会の実現に向けて取り組むべき、ごみの減量化や資源化および適正処理のあり方について　（答申）

昨年（2021 年）6 月、品川区廃棄物減量等推進審議会から標記答申が出されている。答申の中には「品川区におけるプラスチックリサイクル」が含まれている。

②　品川区におけるプラスチックリサイクル

上記答申の「品川区におけるプラスチックリサイクル」を読んでみたが、渋谷区や北区のような「プラスチック資源回収－一括回収」の提起はされていないように思われる。

（３）その他

その他、たとえば大田区は「一般廃棄物処理基本計画（本編、2020 年度改定）において「プラスチックごみの削減」の項目を設けているが、具体的は下記のような記述にとどまっている。

『令和３年３月には、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」が閣議決定され、プラスチック製品についても容器包装リサイクル法ルートを活用して再商品化することや、自治体による選別・梱包等を省略して再商品化事業者が実施することなどが法案に盛り込まれました。今後の法制化及び制度設計の動き等、国の動向を注視していきます。』

大田区以外でも同様だと思われるが、渋谷区や北区は非常に先進的な取組みだということができる。今後品川区や大田区も含め、渋谷区、北区に続くことを期待したい。

＜参考資料＞

■　「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行期日を定める政令」及び「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令」が閣議決定されました
2022 年 1 月 14 日　環境省・経済産業省
https://www.meti.go.jp/press/2021/01/20220114001/20220114001.html

■　プラごみ「一括回収」へ　4 月から新法、一部自治体動くオルタナ　2022 年 1 月 14 日
栗岡 理子（編集委員）
https://www.alterna.co.jp/45000/

■　渋谷区　7 月からプラスチックの資源回収を実施
渋谷区清掃リサイクル課
https://www.city.shibuya.tokyo.jp/assets/kurashi/000061364.pdf

■　北区　プラスチックのリサイクルをはじめます（北区ＨＰ）
https://www.city.kita.tokyo.jp/kitakuseiso/seisokanri/purakari.html